

規約違反の事例研究

医療機器業公正取引協議会
専務理事 関尾 順市

目 次

1 厳重警告・公表事案 ・ゼオンメディカル(株)に対する件

2 知っておいて損はないシリーズ

- ① 景品規制の必要性
- ② 公正競争規約制度
- ③ 公正競争規約のメリット
- ④ 公取協の会員なのに…

最近の重大な規約違反事例(嚴重警告・公表)

措置	事業者	相手方	提供金品	違反内容
2021. 3	グローバス メディカル(株)	エージェント 20社	年間2億円	医師又はその親族を代表とするエージェント20社に対し、製品売上に応じた販売手数料の支払
2021. 6	日本光電工業(株)	三重大学医学部附属病院 麻酔部教授	寄付金 200万円	三重大学医学部附属病院を舞台にした贈収賄事件関連。生体情報モニタ採用の見返りとして寄付金の拠出
2021.12	小野薬品工業(株)	同上	奨学寄付金 200万円	同贈収賄事件関連。医薬品「オノアクト」増加の見返りとして奨学寄付金の拠出
2022. 7	スタージャパン 合同会社	医師75名 全国68医療機関	総額 2145万円	ビデオキャンペーンと称し、自社製眼内レンズを使用しての手術動画作成を依頼し、製品売上に応じた金銭提供
2023. 8	日本メディカルオ ネスト(株)	東千葉メディカル センター臨床工学 技士長	100万円	東千葉メディカルセンターを舞台にした贈収賄事件関連。人工心肺装置ECMO採用の見返りとして金銭提供
2024. 8	ゼオンメディカル (株)	医師37名 全国39医療機関 3大学	総額 1億2千万円	実態のない市販後調査、いわゆる「みなしPMS」と称して、自社製品売上に応じた金銭提供

ゼオンメディカル(株)に対する件

2024年8月26日：医療機器業公正取引協議会
「**嚴重警告**」措置・公表

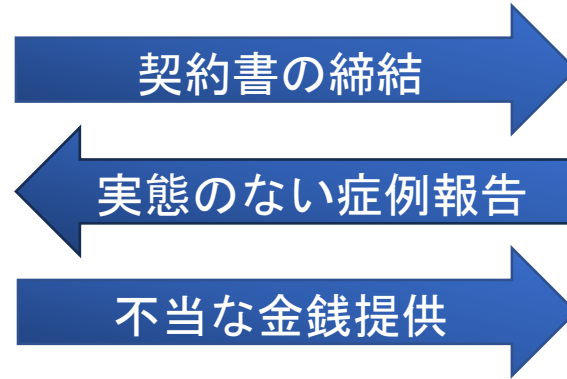
ゼオンメディカル・報道内容【日経・朝日・読売・NHK報道ほか】

警視庁捜査２課は令和５年９月２１日、国立がん研究センター東病院の医療機器（「ステント」）の選定・使用を巡り、事業者側に便宜を図った見返りに現金１７０万円を受け取ったとして、同病院の元医長を収賄の疑いにより、医療機器製造・販売会社のゼオンメディカルの元社長を贈賄の疑いで逮捕

本件スキーム①



ゼオンメディカル



医師 37 名・医療機関 39 施設・3 大学

- ・ 2012年度から2022年度まで実態のない市販後調査（みなしPMS）を実施
- ・ 2021年4月に「みなしPMS」を中止するが、その後も水面下において、みなしPMSを継続しており、「寄付金」「原稿執筆料」「講演料」の名目で支出
- ・ 直近5年間の「みなしPMS」の件数と金額
 - 件数：364件（医師37名220件、医療機関39施設141件、3大学3件）
 - 総額：1億2千万円（医師8100万円、医療機関3800万円、大学100万円）

本件スキーム②

【みなしPMS継続】

市販後調査（名目）

寄付金・原稿執筆料・講演料（名目）

2012年度～2021年度

2021年4月

2022年度

社長

「みなしPMS」の新規締結
及び既存契約更新の中止を指示

2021年5月以降
営業統括部長

みなしPMSの代替案がなければ当社の
顧客はすべてロストとなる可能性が高い

本件の発覚

- ・ゼオンメディカルは、2021年4月、それまで独自に行っていた「市販後調査」は実態がなく、自社医療機器の販売促進を目的とする、いわゆる「みなしPMS」であったことが社内調査から判明したとして、社長命令により中止した。
- ・ところが、いったんは中止したものの、その後も引き続き、不適切な金銭提供が行われていたことが判明し、さらに相手方にみなし公務員も含まれていたため、外部の法律事務所に依頼して社内調査を実施し、その結果を2022年12月に当協議会に報告してきたものである。
- ・当協議会は、ゼオンメディカルの本件行為が刑法に触れる疑いがあるのであれば、捜査当局に報告することが先決であると指摘した。その後は報道のとおり、本格的な捜査が開始された。

みなしPMSの実態

【実態のない市販後調査（みなしPMS）】

- ①ゼオンメディカルは2012年度以降、「市販後調査」を実施していたが、その実態は、当時から社内にはGPS省令に基づくPMSの実施体制が存在せず、実施に必要な企画書や実施計画書が作成されておらず、市販後調査管理責任者も設置されていなかった。
- ②臨床使用評価のための「調査票」は、病院が通常作成する症例データをそのまま受領しており、有効性、安全性及び品質に関する一定の事項を記載した調査票ではなかった。
- ③施設選定記録がなく、目的を達成するための必要かつ適切な症例数を設定していなかったため、医師等に支払った金額は、当該医師がゼオンメディカル製品を使用した本数分の金額となっていた。

【2021年4月のみなしPMS中止後も水面下で継続】

2021年4月にみなしPMSが中止されたが、みなしPMSの代替案がなければゼオンメディカルのお客様がすべてロストとなる可能性が高いとして、水面下では継続されており、寄付金・原稿執筆料・講演料の名目で不適切な金銭提供が行われていた。

本件ポイント①

【みなしPMSはゼオンメディカル製品の販売促進のため】

①実態のない市販後調査

- ・ G P S P 省令に基づく市販後調査の実施体制が社内には存在しなかった
- ・ 「みなしPMS」「なんちゃってPMS」と社内では呼称しており、実態がない市販後調査であることを自認

②社内決裁書の【経緯・理由】欄の記載

- ・ 「FFRワイヤの拡販」
- ・ 「売上金額維持を目的とする」
- ・ 「FFRワイヤ売上増大を目的とする」
- ・ 「契約書を結ぶことにより、ほぼ実績がなかった施設での新規獲得・拡販を目指す」

本件ポイント②

【規約違反を自認・組織ぐるみの規約違反】

① 2021年4月のみなしPMS中止の社内周知メール

「上市後何年も経過している製品について市販後調査を実施しているが、本来は期限・数量を定めて実施するもの」

「何年も継続している市販後調査の契約継続はあり得ない」

② 決裁書のコメント

「（契約更新のFFRワイヤの報酬単価が）1本当たり1万2千円となっており、1万円を超えている。規約では市販後調査による報酬は原則1万円を超えないことと規定されているはず。」

③ 営業担当者間のメール

「（〇〇大学の内科学（2）分野で使用するゼオンメディカル製品の報酬分の支払に際し）理解はされていると思いますが、今回の提案はNGとなった『なんちゃってPMS』に該当します。

要は不当な手段による取引誘引になりますので十分気を付けてください。」

みなしPMS総件数・金額

【みなしPMS総合計】

契約先		件数	2018	2019	2020	2021	2022	合計（円）
医師	37名	220	17,787,000	13,126,579	17,094,701	32,583,839	500,842	81,092,961
医療機関	39施設	141	6,984,297	4,990,400	11,676,947	10,145,290	3,400,000	37,196,934
大学	3大学	3	—	—	—	1,106,000	—	1,106,000
合計		364	24,771,297	18,116,979	28,771,648	43,835,129	3,900,842	119,395,895

【市販後調査】

契約先		件数	2018	2019	2020	2021	2022	合計（円）
医師	27名	191	17,787,000	13,126,579	17,094,701	21,530,632	100,000	69,638,912
施設	35施設	135	6,984,297	4,990,400	11,676,947	7,545,290	1,200,000	32,396,934
合計		326	24,771,297	18,116,979	28,771,648	29,075,922	1,300,000	102,035,846

2021年4月中止後の継続件数・金額

【寄付】

契約先		件数	2018	2019	2020	2021	2022	合計（円）
大学	3大学	3	—	—	—	1,106,000	—	1,106,000
医療機関	1施設	2	—	—	—	—	2,200,000	2,200,000
合計		5	—	—	—	1,106,000	2,200,000	3,306,000

【原稿執筆料】

契約先		件数	2018	2019	2020	2021	2022	合計（円）
医師	10名	29	—	—	—	11,053,207	400,842	11,454,049
医療機関	2施設	3	—	—	—	2,000,000	—	2,000,000
合計		32	—	—	—	13,053,207	400,842	13,454,049

【講演料】

契約先		件数	2018	2019	2020	2021	2022	合計（円）
医療機関	1施設	1	—	—	—	600,000	—	600,000

個別契約状況

【取引先医師の個別契約状況】

直近5年間における取引先医師との個別契約状況を見ると
37名の医師に220件、総額8100万円を支払っている。
最も多い医師では、5年間で総額1500万円（9件）、最も少ない
医師で7万円（1件）、平均では220万円（6件）であった。

【取引先医療機関の個別契約状況】

直近5年間における取引先医療機関との個別契約状況を見ると
39の医療機関に141件、総額3700万円を支払っている。
最も多い医療機関では、5年間で650万円（7件）、最も少ない
医療機関で1万円（1件）、平均では95万円（4件）であった。

公務員・みなし公務員

【取引先医療機関等に公務員・みなし公務員が含まれていた】

取引先の医師、医療機関に公務員・みなし公務員が含まれていた。その内訳は、医師5名、医療機関10施設、2大学の延べ65件、総額2千万円であった。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	合計（円）
全みなしPMS	24,771,297 (81件)	18,116,979 (47件)	28,771,648 (87件)	43,835,129 (140件)	3,900,842 (9件)	119,395,895 (364件)
公務員・みなし公務員 (内数)	3,116,000 (9件)	2,090,500 (7件)	4,026,000 (17件)	9,341,871 (29件)	1,140,000 (3件)	19,714,371 (65件)

規約上の判断①

本件のゼオンメディカル社によるいわゆる「みなしPMS」については、いずれも症例報告（調査票の提出）を名目とした、**ゼオンメディカル社製品の拡販、売上げ増大を目的**としたものであり、ゼオンメディカル社製品の選択・購入を不当に誘引する手段として行われたものである。よって、本件行為は規約第4条第1号又は第2号に該当し、規約第3条の規定に違反する。

なお、本件は営業担当者のみならず、幹部、経営トップまで**規約違反を承知の上で実施**しており、組織ぐるみの規約違反と言っても過言ではない。また、2021年4月、いったんはみなしPMSを中止したにもかかわらず、水面下では継続しており、表面的にはみなしPMSの中止を装い、その代替手段として寄付金、原稿執筆料、講演料の名目で支払っており、本件は非常に悪質性が高いと言える。

規約上の判断②

規約施行規則第3条（症例報告に対する報酬）

規約施行規則第3条には「症例報告に対する報酬」について次のとおり規定している。

- (2) 症例報告の報酬を名目とした、自社の取り扱う医療機器の選択又は購入を誘引する手段としての金銭提供であってはならない。
そのため、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 調査対象医療機器の採用・購入の継続又は購入量の増加を条件として依頼しない。
- ② 調査予定症例数は、調査目的、調査内容に照らして適正な数とする。
- ③ 症例報告の報酬の額は、合理的に算定された額を超えてはならない。

本件は実態のない市販後調査であったことから、本施行規則第3条を適用するまでもない事案である。

【知っておいて損はないシリーズ】

- 1 景品規制の必要性
- 2 公正競争規約制度
- 3 公正競争規約のメリット
- 4 公取協の会員なのに…

なぜ景品を規制するのか

過大景品



波及性・昂進性



景品を付ければ売れる



製品開発や品質競争が失われる



「よりいいものを より安く」の企業倫理に反する



消費者の不利益

景品表示法による規制



景品提供の実態は複雑かつ多岐



法律で画一的に全てを規制することは困難



それぞれの実態に応じた規制が必要



告示による規制

景品表示法

(景品類の制限及び禁止)

第4条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

(景品類の制限及び禁止に係る告示)

第6条 1 (略)

2 前項に規定する制限及び禁止は告示によって行うものとする。

告示は政令、省令など同様に
法令の一つ



詳細かつ具体的な規定は
告示に落とし込む

告示による景品規制

【一般規制】



総付告示・懸賞告示

【業種別規制】



業種別告示

- ① 医療機器業等告示
- ② 不動産業告示
- ③ 新聞業告示
- ④ 雑誌業告示

医療機器業等告示の制定

医療機関が医療機器を使用すると公的医療保険制度により、その費用が償還されるため、販売促進のために提供された金品が患者に対する料金引下げやサービス向上という形で消費者に還元される余地はほとんどありません。そのため、**医療機関が仮にも医療機器の採否を品質や性能よりも景品の多寡で決めるということがあるとしたら、その弊害は計り知れないものがあります。**

よって、他の商品よりも厳しい景品規制とする必要があるため、特別に医療関係業界（医療機器業、医療用医薬品製造・卸売業、衛生検査所業）に対する告示が制定されました。なお、告示は全ての事業者にも適用されるため、規約のインサイダー、アウトサイダーの区別はありません。

- ① 医療機器製造業者及び同販売業者が
- ② 医療機関等に対し
- ③ 医療機器の取引を不当に誘引する手段として
- ④ 医療機器の使用のために必要な物品又はサービスその他正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えて
- ⑤ 景品類を提供してはならない

公正競争規約制度とは

景品表示法の運用



国・県だけでは手一杯



民間に任せる



業界による自主規制（公正競争規約制度）



法律の代わりに規約の運用



罰則を付与

公正競争規約制度とは

① 国に代わって民間に景品規制を委ねる制度

民間に法律を運用させることはできないので、それに代わるものとして「公正競争規約」を任せることとした制度。よって、罰則を課すことができる。

② 公正競争規約は業界における「正常な商慣習」

消費者庁及び都道府県の景品表示法担当者が当該業界における正常な商慣習を判断する際に指針となるもの。これがアウトサイダーへの判断基準となる。

告示と規約の関係

- ① 医療機器業界には、景品の一般規制ではなく、業種別規制として**医療機器業等告示**が適用される。
- ② 医療機器業等告示は、医療機器事業者の**全てに適用**される。
- ③ ただし、医療機器業界には医療機器業公正競争規約が認定されているため、医療機器業公正取引協議会の**参加会員**に対しては、一義的に行政慣行として**公正競争規約が適用**されるシステムになっている。
なお、アウトサイダーには告示が即適用される。

規約はいくつあるのか

現在の規約数

景品規約 37件

表示規約 66件

103件

**規約を運用する
公正取引協議会**

79団体



公正競争規約は多種多様の業界で設定

業 種	景品規約	表示規約	計
乳製品	1	5	6
飲料	1	6	7
食卓食品	3	1 2	1 5
調味料	3	6	9
菓子類	3	7	1 0
酒類	7	7	1 4
家電・家庭用品	2	1 0	1 2
化粧品等	3	5	8
出版・サービス	5	2	7
自動車等	3	4	7
不動産	1	1	2
医療関係	4	0	4
金融	1	1	2
計	3 7	6 6	1 0 3

(商品表示)



はちみつ



観光土産品



飲用乳



ハム・ソーセージ類



レギュラー・
インスタントコーヒー



みそ



生めん類



ローヤルゼリー



釣竿



食品のり



辛子めんたいこ食品



ドレッシング類



もろみ酢



食用塩



鶏卵



旅行
(旅行広告に表示)



防虫剤



家電製品
(家電広告に表示)

公正競争規約のメリットは

公正競争規約のメリット

- ①規約には医療機器業界における「正常な商慣習」が**具現化**されているので、取引先医療機関にも説明しやすい。
- ②会員は規約に違反しても、景品表示法（告示）が**即座に適用されない**。反面、アウトサイダーには即適用される。
- ③規約は**合法的なカルテル**として国から認められたもの。
無償の貸出し期間、立会いの回数、提供するサンプル数などを業界内で一律に取り決めており、これは通常、独占禁止法に違反するカルテルに当たるが、規約は独占禁止法の適用が除外されている。そのため、規約によって、業界全体が一致団結し、一枚岩になることにより、医療機関に対する強力な**武器**になり、**防御**にもなる。

公取協会員なのに…

新聞公取協の会員にもかかわらず、
景品表示法違反（新聞業告示違反）
に問われたケース

株式会社産業経済新聞社(産経新聞社) に対する件

(大阪府による景品表示法違反措置)

事案概要

- 景品表示法第4条に基づく新聞業告示には、懸賞によらないで提供する景品類として取引価額の8%又は6か月分の購読料金の8%のいずれか低い金額の範囲と制限されている。
- 産経新聞社は、同社が運営する産経新聞販売店において、産経新聞購読者の確保・獲得のため、遅くとも平成31年3月19日以降、一般消費者との新聞購読契約の勧誘及び締結に際し、
8本入り缶ビール3セットと米3kg・9セットの組合せや洗剤ギフト6セットと米3kg・6セットの組合せの複数個の景品を提供していた。
- 産経新聞社は、遅くとも令和2年4月9日の社内会議において、産経新聞購読者の確保・獲得のため、販売店における景品の重ね使いを指示していた。

購読契約書

産経新聞グループ紙購読契約書

ご契約日		2021年3月11日	
フリガナ			ご署名者
ご契約者名	様		①ご本人 2.ご家族
生年月日(任意)	S・H・西暦	年	月 日
ご住所	〒		
建物名 部屋番号			
電話			
ご契約内容	2021年4月から2024年3月まで24ヵ月間		
	1月2月3月4月5月6月7月8月9月10月11月12月		
	付帯・備考 E-IL 8本入 X 3セト お米3kg X 9セト		
	☒ 産経新聞 朝夕刊セット.....1部 月額 4,037円(税込) ☐ 産経新聞 ().....1部 月額 ()円 ☐ その他 ().....購読料 ()円		
お支払い方法 ☐ 訪問集金() ☐ クレジットカード ☐ 口座振替			
販売所名			
代表者名	2/17 E-IL 8本入 X 3セト } お届け済 お米3kg X 9セト		
住所			
電話番号			
取扱者	所属	氏名	
販売所名	新規	正押	復活
区域	読者番号	順序	責任者
			取扱い
			監査

業務連絡用

産経新聞グループ紙購読契約書

ご契約日		2021年3月13日	
フリガナ			ご署名者
ご契約者名	様		①ご本人 2.ご家族
生年月日(任意)	S・H・西暦	年	月 日
ご住所	〒		
建物名 部屋番号			
電話			
ご契約内容	2021年4月から2023年3月まで24ヵ月間		
	1月2月3月4月5月6月7月8月9月10月11月12月		
	付帯・備考 お米3kg X 6セト + 2人用 X 6セト		
	☒ 産経新聞 朝夕刊セット.....1部 月額 4,037円(税込) ☐ 産経新聞 ().....1部 月額 ()円 ☐ その他 ().....購読料 ()円		
お支払い方法 ☐ 訪問集金() ☐ クレジットカード ☐ 口座振替			
販売所名			
代表者名	V お米3kg X 6セト } お届け済 + 2人用 X 6セト		
住所			
電話番号			
取扱者	所属	氏名	
販売所名	新規	正押	復活
区域	読者番号	順序	責任者
			取扱い
			監査

業務連絡用

法令の適用

産経新聞社は、自らが販売する新聞の取引に関し、一般消費者に対して、新聞業告示の範囲を超える過大な景品類の提供を行うことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる行為を行っていたものであり、これらの行為は**景品表示法第4条及び新聞業告示に違反する**ものである。

大阪府の措置命令

- ・大阪府は、令和5年3月30日、産経新聞社に対し、産経新聞の販売にあたって、景品表示法に基づく告示に違反する過大な景品類の提供を行っていた事実が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行った。
- ・今回の処分は、大阪府への通報及び産経新聞社からの自主申告に基づき調査を行った結果、違反行為が認められたことから措置を採ったもの。
- ・なお、産経新聞社に対する景品表示法に基づく措置命令は、平成31年3月に続き2回目である。また、併せて産経新聞社の指示により、産経新聞社と同様に過大な景品類の提供を行っていた産経新聞販売店に対し、行政指導を行った。
- ・さらに今回の措置命令と併せて、**新聞公正取引協議会に対し、調査・指導体制の強化充実を求めるとともに、各新聞社に対し、法規制や公正競争規約の遵守徹底などを求める要請を行った。**

命令の概要

- 1 今後、今回と同様の行為を行わないこと
 - 2 再発防止策を講じるとともに、法令遵守体制を整備し、役員、従業員及び全ての販売店に周知徹底すること
 - 3 大阪府知事の承認を受け、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知すること
- ア 産経新聞大阪本社は、遅くとも平成31年3月19日に大阪府知事が景品表示法第7条に基づく措置命令を命じた直後から、違反行為を行っていたこと
- イ 同大阪本社は、遅くとも令和2年4月9日には大阪本社販売局従業員に参加する会議において、違法行為を行ってでも、産経新聞購読者を確保・獲得する方針を指示し、販売店に伝えたこと
- ウ 同大阪本社は、各販売店が違法行為を行っていたことを知りながら、これを黙認していたことは、販売店に対する指導、監督する責務を果たしていなかったこと
- エ 上記アとイの行為は、**景品表示法第4条（景品類の制限及び禁止）及び新聞業告示に違反すること**であること

新聞業告示

公正取引委員会告示第5号(平成10年)

新聞の発行又は販売を業とする者は、新聞を購読するものに対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

- 1 懸賞により提供する景品類にあつては、次に該当する範囲内であつて、新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲
 - イ 景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の十倍又は五万円のいずれか低い金額の範囲
 - ロ 景品類の総額は、懸賞に係る取引の予定総額の千分の七の金額の範囲
- 2 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、次に掲げる範囲
 - イ 景品類の提供に係る取引の価額の百分の八又は六か月分の購読料金の百分の八のいずれか低い金額の範囲
 - ロ 自己が発行し、又は販売する新聞に付随して提供する印刷物であつて、新聞に類似するもの又は新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められるもの
 - ハ その対象を自己が発行し、又は販売する新聞を購読するものに限定しないで行う催し物への招待又は優待であつて、新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められるもの

新聞業公正競争規約

第3条 新聞業者は新聞を購読するものに対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。

① 懸賞により提供する景品類にあつては、次に掲げる範囲

- イ 提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の10倍又は5万円のいずれか低い金額を超えない範囲
- ロ 提供する景品類の総額は、懸賞に係る取引の予定総額の1000分の7を超えない額の範囲。ただし、当選者の数は過大にわたらないものとする。
- ハ 懸賞の実施地域の最小単位は、都道府県とすること。ただし、新聞の発行・配布区域が一の都道府県の一部にとどまる場合は、その配布区域の範囲内とする。
- ニ 原則として年間の実施回数は3回を、実施期間については3か月をそれぞれ限度とするが、年間の実施期間の通算が9か月を超えない範囲で、実施回数の増加及び実施期間の延長を行うことができるものとする。

② (略)

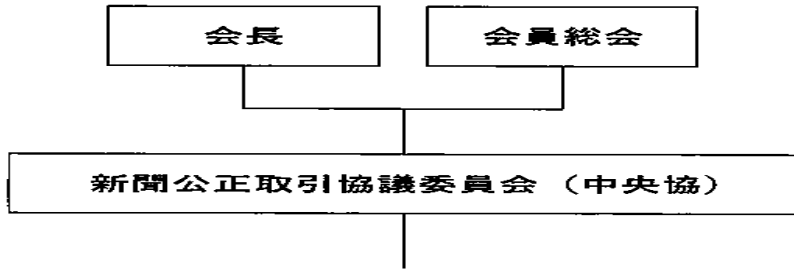
③ 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、次に掲げる範囲

- イ 景品類の提供に係る取引の価額の100分の8又は6か月分の購読料金の100分の8のいずれか低い金額の範囲
- ロ 自己が発行し、又は販売する新聞に附随して提供する印刷物であつて、新聞に類似するもの又は新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められるものとして、施行規則で定めるもの
- ハ その対象を自己が発行し、又は販売する新聞を購読するものに限定しないで行う催物等への招待又は優待であつて、新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められるものとして施行規則で定めるもの

④ 新聞事業者が無償で提供する新聞であつて、新聞業における正常な商慣習に照らして適当と認められるもの（「予約紙等」）として、施行規則で定めるもの

新聞公正取引協議会組織一覽

12



北海道地区協議会(4支部協議会)

道央、道南、道北、道東

東北地区協議会(6支部協議会)

青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島

関東地区協議会(11支部協議会)

神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、新潟、長野、山梨、静岡、多摩

東京地区協議会(3支部協議会)

東部、中部、西部

中部地区協議会(5支部協議会)

名古屋市、尾張、三河、岐阜、三重

北陸地区協議会(3支部協議会)

石川、富山、福井

京阪神地区協議会(4支部協議会)

大阪市、大阪府、神戸・阪神、京都

近畿地区協議会(4支部協議会)

兵庫、滋賀、奈良、和歌山

中国地区協議会(4支部協議会)

岡山、広島、島根、鳥取

四国地区協議会(4支部協議会)

香川、愛媛、徳島、高知

九州地区協議会(10支部協議会)

山口、北福・筑豊、南福、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

ご聴講ありがとうございました

**医療機器業公正取引協議会
専務理事 関尾 順市**